

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業) 交付規程

平成27年4月30日 GEC第2015043001号
公益財団法人地球環境センター制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)交付要綱(平成26年4月1日付け環地温発第14040121号。以下「交付要綱」という。)及び途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業実施要領(平成26年4月1日付け環地温発第14040125号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人地球環境センター(以下「センター」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1第2欄においてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第 1 の第 4 欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第 2 及び別表第 3 を参照すること。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。)は、様式第 1 による交付申請書をセンターに提出しなければならない。

(変更交付申請)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 2 による変更交付申請書をセンターに提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 センターは、第 5 条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第 3 による交付決定通知書又は様式第 4 による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、センターは、適切な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 第 5 条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30

日とする。

- 3 センターは、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、センターに届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書をセンターに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書をセンターに提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なくセンターに報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

九 センターは、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかにセンターに報告しなければならない。センターは、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第11条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 センターは、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表第6で定める期間を経過するまで、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けることなしに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。

ただし、災害若しくは火災により使用できなくなった取得財産等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある取得財産等の廃棄処分であって、様式第12によりセンターに報告し、受理されたものについては、センターの承認があったものとして取り扱うものとする。

なお、その他必要な事務手続等については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、センターが定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金

を徴するものとする。

十四 センターは、前号の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

十五 補助事業者は、第十三号の規定にかかわらず、補助目的の範囲内において取得財産等を譲渡、又は貸し付けようとするときは、あらかじめ様式第13の書式に準じセンターに協議しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもってセンターに交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 センターは、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第14による完了実績報告書をセンターに提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間)が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第15による年度終了実績報告書をセンターに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第16による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 センターは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、センターとの協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第17による精算(概算)払請求書をセンターに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 センターは、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。ただし、第8条第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくセンターの指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 センターは、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(事業報告書の提出)

- 第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、様式第18による事業報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 センターは、申請者及び補助事業者がこの規程に従ってセンターに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月30日から施行する。
- 2 補助事業者は、平成26年度途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業から継続して平成27年度に実施する補助事業のうち、交付決定の日以前から実施する必要がある事業については、速やかに事業の開始日及び交付決定の日以前から実施する必要がある理由を記載した書面をセンターに提出するものとする。
- 3 前項の事業の開始日は、平成27年4月1日以降とする。
- 4 センターは、第2項の規程による書面が提出された場合は、大臣に協議の上、補助事業の開始の日を決定するものとする。

別表第 1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
途上国におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための途上国向け低炭素技術のリノベーション・実証事業	補助事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費でセンターが承認した経費	センターが必要と認められた額	イ 補助事業者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の場合(2者以上の事業者が共同で実施するときは、参画するすべての者が中小企業者の場合) 3分の2 ロ 補助事業者がイ以外の者の場合 2分の1

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>次の費用をいう。 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 準備、後片付け整地等に要する費用 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 技術管理に要する費用 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業</p>

		一般管理費	<p>を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事中用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>
業務費	開発費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の開発のための調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料</p>

及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。

事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表第3

1区分	2費目	3細目	4細分	5内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

次に掲げる(1)～(4)の要件を全て満たすこと。

- (1) 対象とする低炭素技術の普及を図る国が下記のいずれかに該当すること。
 - ア) 二国間クレジット制度に係る二国間文書の署名を行った国、及び今年度中に署名が見込まれる国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、タイ（事業の開始時まで新たに署名を行った国がある場合は当該国を含む。））
 - イ) ア)以外の開発途上国であって今後当該二国間文書の署名を行う可能性がある国
- (2) 対象とする低炭素技術が、下記の要件を全て満たすものであること。
 - ア) エネルギー起源二酸化炭素の排出を削減するもの（再生可能エネルギー又は省エネルギーに関するものに限る）であること。
 - イ) 二酸化炭素以外の温室効果ガスのみ削減技術や、排出された二酸化炭素の吸収や固定のみに関する技術ではないこと。
 - ウ) 主要な要素技術について、研究段階ではなく、日本国内で実証されたものであること。
 - エ) 対象とする国や地域において、当該技術に類似した技術の普及率が低いこと。
 - オ) 対象とする国や地域における当該技術に係る市場、需要、規制、慣習、資源制約等が日本国内における当該事項と大きく異なるため、その普及のために、当該技術を用いた機器や設備の構成要素等の変更や再構築等が必要であること。
- (3) 対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証を行う場所が日本国内であること。ただし、日本国内では、気候等環境、規制及び資材の調達等の諸条件の違いのために実証に必要な試験又は検証を行うことができない場合等必要があると認められる場合は当該実証については日本国外における実証も対象とする。
- (4) 対象とする低炭素技術のリノベーション及び実証が3年以内に完了できる計画であること。

2 補助対象事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者は国内における法人等であって、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) 法律により直接設立された法人
- (5) その他環境大臣の承認を経てセンターが認める者

3 維持管理

導入した設備は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する当該国・地域の各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及びセンターの求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

様式第 1 交付申請書（第 5 条関係）

別紙 1 実施計画書

別紙 2 経費内訳

様式第 2 変更交付申請書（第 6 条関係）

様式第 3 交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 4 変更交付決定通知書（第 7 条関係）

様式第 5 計画変更承認申請書（第 8 条関係）

様式第 6 中止（廃止）承認申請書（第 8 条関係）

様式第 7 遅延報告書（第 8 条関係）

様式第 8 遂行状況報告書（第 8 条関係）

様式第 9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 条関係）

様式第 10 取得財産等管理台帳（第 8 条関係）

様式第 11 財産処分承認申請書（第 8 条関係）

様式第 12 財産処分報告書（第 8 条関係）

様式第 13 財産譲渡承認申請書（第 8 条関係）

様式第 14 完了実績報告書（第 11 条関係）

別紙 1 実施報告書

別紙 2 経費所要額精算調書

様式第 15 年度終了実績報告書（第 11 条関係）

様式第 16 交付額確定通知書（第 12 条関係）

様式第 17 精算（概算）払請求書（第 13 条関係）

様式第 18 事業報告書（第 15 条関係）

様式第1（第5条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ~ 年 月 日
- 5 その他参考資料

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 「5 その他参考資料」として、申請者は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。
 - 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。
 - 4 別紙2については、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者の場合は別紙2-1を、中小企業者の場合は別紙2-2を使用すること。

別紙 1

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）
実施計画書

事業名	「途上国におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための途上国向け低炭素技術のリノベーション・実証事業」			
事業実施の団体名				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業の主たる実施場所			
	実際に補助事業を行う場所			
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX 番号
課題名				
< 開発・実証の体制・組織 >				
開発内容等の名称	氏 名	所属機関・役職名等	H27年度開発経費 (千円)	H27 Iポート (%)

注1 本計画書に、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

<事業の実施体制>

<本事業の目的・概要>

【概要】

【背景・目的】

<技術及びリノベーションの内容>

【対象とする国・地域の概要】

【対象とする低炭素技術の概要及び国内における活用状況】

【リノベーション及び実証の計画・方法】

【対象とする国・地域における事業化・普及の見込み】

【その他】

<事業の効果>

【エネルギー起源CO₂削減効果】

(1) 事業による直接効果

・・・CO₂トン/年

(2) 事業による波及効果

2020年度のCO₂削減量

・・・CO₂トン/年

2030年度のCO₂削減量

・・・CO₂トン/年

(3) 補助金額に対するCO₂削減効果

(2)で算出した及びの数値を、補助金額(2年計画の場合2年分)で除した数値を記入する

・・・円/トンCO₂

・・・円/トンCO₂

【エネルギー起源CO₂削減効果の算定根拠】

「別添のとおり」と記入し、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>(平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」及び「集計ファイル」)により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付すること。

なお、エクセルファイルにおける「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付すること。

【エネルギー起源CO₂削減コスト・算定根拠】

【エネルギー起源CO₂削減効果】のCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト(円/tCO₂)について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入する(任意)。また、それらの算定根拠を記入すること。

<事業費（概算）>

<資金計画>

<補助対象経費に含まれる設備・機器類の調達先>

補助事業者自身	100%同一の資本に属するグループ企業
補助事業者の関係会社	から 以外

いずれかに を付ける。

<事業実施に関連する事項>

【他の補助金との関係】

【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】

【設備の保守計画】

<事業実施スケジュール>

別紙2 - 1 (中小企業以外)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)
に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/2	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 工事費 本工事費 材料費 ・ ・ 付帯工事費 ・ ・ 設備費 業務費 開発費 事務費 共済費 賃金 ・ ・			材料名 (数量) × (単価) = 金額 ・ ・		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

別紙 2 - 2 (中小企業)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)
に要する経費内訳

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較し て少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較し て少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 2/3
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費 本工事費 材料費 . . 付帯工事費 . . 設備費 業務費 開発費 事務費 共済費 賃金 . .		材料名 (数量) × (単価) = 金額 . .
合計	円	

購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
 - 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3（第7条関係）

番 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人地球環境センター 理事長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付要綱（平成26年4月1日環地温発第14040121号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）実施要領（平成26年4月1日環地温発第14040125号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第4（第7条関係）

番 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)
変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成 年度二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)については、交付規程第7条第
1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更
することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

公益財団法人地球環境センター 理事長 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号変
更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する変更後の補助金の額の区分は、平成 年 月
日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付要綱（平成
26年4月1日環地温発第14040121号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向
け低炭素技術イノベーション創出事業）実施要領（平成26年4月1日環地温発第14040125
号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年
月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程の定めるところにより、補助金の額
の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

公益財団法人地球環境センター
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業) 計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業) の計画を下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業) 交付規程第 8 条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注 1 規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 1 に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第 1 の別紙 2 に変更前の金額を上段に () 書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）の遅延について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第 8 (第 8 条関係)

番 号
年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業) 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)の遂行状況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)交付規程第 8 条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

注 規程第 3 条第 3 項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理 事 長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)
取得財産等管理台帳
(平成 年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)交付規程第8条第十三号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 1 1 (第 8 条関係)

平成 年 月 日 第 号

公益財団法人地球環境センター
理 事 長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)
により取得した設備に係る財産処分について

標記について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (途上国向け低炭素技術イノベーション
創出事業) 交付規程第 8 条第十三号に基づき、次の処分について承認を求めます。

1 処分の種類

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 担保に共する処分 取壊し 廃棄)

2 処分の概要

補助事業者		施設種別		所在地	
設備名					
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年度	年	年
処分の内容					処分予定年月日
譲渡・貸付予定額	評価額	評価額の算出方法 (いずれかに)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

--

4 添付資料

- ・対象設備の図面及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類

いずれか該当するものを で囲むこと。

転用：交付規程第8条第十三号に規定する取得財産等（以下「取得財産等」という。）の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：取得財産等の所有者の変更。

交換：取得財産等と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

担保に共する処分：取得財産等に対する抵当権その他の担保権の設定。

取壊：取得財産（施設に限る）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：取得財産（設備に限る）の使用を止め、廃棄処分すること。

2 処分の概要

(1) 「設備種別」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）別表第6の「種類」欄のうち該当するものを記入すること。

(2) 「設備名」欄には、補助金交付額確定時の補助対象設備名又は補助事業に係る設備名を記載すること。

(3) 「処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例： 事業を行うため、施設の設備を転用。

法人に譲渡（又は貸付）し、同一事業で継続。

設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

(4) 「評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 添付書類

(1) 取得財産等の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象設備の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 取得財産等の建設工事完了の検査済証、備品納品書、取得財産等の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3) その他参考となる資料については、「2 処分の概要」の各欄の記載事項の根拠や「3 経緯及び処分の理由」を補足する資料を添付すること。

様式第12（第8条関係）

平成 年 月 日 第 号

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）
により取得した設備に係る廃棄の報告について

標記について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第8条第十三号に基づき、次の廃棄について報告します。

1 廃棄の概要

補助事業者		設備種別		所在地	
設備名					
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年度	年	年
廃棄の内容				廃棄年月日	

2 経緯及び廃棄の理由

--

3 添付資料

- ・対象設備の図面及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 廃棄の概要

- (1) 「設備種別」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)別表第6の「種類」欄のうち該当するものを記入すること。
- (2) 「設備名」欄には、補助金交付額確定時の補助対象設備名又は補助事業に係る設備名を記載すること。
- (3) 「廃棄の内容」欄には、次の例のように、廃棄の内容を簡潔に記載すること。
例: 設備が故障し、修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

2 経緯及び廃棄の理由

廃棄をするに至った経緯と理由を記載すること。

3 添付書類

- (1) 補助対象設備の建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助対象設備の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (2) その他参考となる資料については、「1 廃棄の概要」の各欄の記載事項の根拠や「2 経過及び廃棄の理由」を補足する資料を添付すること。

様式第13（第8条関係）

平成 年 月 日 第 号

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）
により取得した設備に係る譲渡（貸付）について

標記について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第8条第十五号に基づき、次の譲渡（貸付）について承認を求めます。

- 1 譲渡又は貸付の種類 (該当するものに)
 (有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付)

2 譲渡又は貸付の概要

補助事業者		設備種別		所在地	
設備名					
補助相当額 (処分に係る部分の額)	補助額全体	総事業費	補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	円	年度	年	年
譲渡又は貸付の内容				譲渡又は貸付 予定年月日	

3 経緯及び譲渡又は貸付の理由

--

4 添付資料

- ・対象設備の図面及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・共同事業者が譲渡又は貸付を受けた設備を用いて実施する事業の事業計画
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 譲渡又は貸付の種類

いずれか該当するものを で囲むこと。

譲渡：取得財産等の所有者の変更。

貸付：取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

2 譲渡又は貸付の概要

(1) 「 設備種別」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）別表第6の「種類」欄のうち該当するものを記入すること。

(2) 「 設備名」欄には、補助金交付額確定時の補助対象設備名又は補助事業に係る設備名を記載すること。

(3) 「 譲渡又は貸付の内容」欄には、次の例のように、譲渡又は貸付の内容を簡潔に記載すること。

例： 法人 に譲渡（又は貸付）し、同一事業で継続。

3 経緯及び譲渡又は貸付の理由

譲渡又は貸付をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 添付書類

(1) 対象設備の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象設備の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 補助対象設備の建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助対象設備の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3) その他参考となる資料については、「2 譲渡又は貸付の概要」の各欄の記載事項の根拠や「3 経緯及び譲渡又は貸付の理由」を補足する資料を添付すること。

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）を完了（中止・廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 添付資料
（1）完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
（2）写真（工程等が分かるもの）
（3）その他参考資料（領収書等含む。）

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 別紙2については、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者の場合は別紙2-1を、中小企業者の場合は別紙2-2を使用すること。

別紙 1

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）
実施報告書

事業名	「途上国におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための途上国向け低炭素技術のリノベーション・実証事業」				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	実際に補助事業を行った場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
課題名					
< 開発・実証の体制・組織 >					
	開発内容等の名称	氏 名	所属機関・役職名等	H27年度開発経費 (千円)	H27 イポート (%)

注1 本計画書に、記入内容の根拠資料等を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

<事業の実施体制>

<本事業の目的・概要>

【概要】

【背景・目的】

<技術及びリノベーションの内容>

【対象とする国・地域の概要】

【

対象とする低炭素技術の概要及び国内における活用状況】

【リノベーション及び実証の計画・方法・結果】

【対象とする国・地域における事業化・普及の見込み】

【その他】

<事業の効果>

【エネルギー起源CO2削減効果】

(1) 事業による直接効果
・・・CO2トン/年

(2) 事業による波及効果
2020年度のCO2削減量
・・・CO2トン/年

2030年度のCO2削減量
・・・CO2トン/年

(3) 補助金額に対するCO2削減効果
(2)で算出した 及び の数値を、補助金額(2年計画の場合2年分)で除した数値を記入する
・・・円/トンCO2
・・・円/トンCO2

【エネルギー起源CO2削減効果の算定根拠】

「別添のとおり」と記入し、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>(平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」及び「集計ファイル」)により、事業の直接効果及び波及効果を算定した上で、同ファイルを添付すること。

なお、エクセルファイルにおける「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付すること。

【エネルギー起源CO2削減コスト・算定根拠】

【エネルギー起源CO2削減効果】のCO2削減量1トンを削減するために必要なコスト(円/tCO2)について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入する(任意)。また、それらの算定根拠を記入すること。

<資金計画>、<補助対象経費の調達先>、<事業実施に関する事項>

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）
に要する経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 1/2	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費 本工事費 材料費 ・ ・ 付帯工事費 ・ ・ 設備費 業務費 開発費 事務費 共済費 賃金 ・ ・		材料名 (数量) × (単価) = 金額 ・ ・
合 計	円	

購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 時 期

注 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

別紙2 - 2 (中小企業)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)に要する経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1) - (2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7) × 2/3	(9)補助金交付決定額	(10)過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 工事費 本工事費 材料費 . . 付帯工事費 . . 設備費 業務費 開発費 事務費 共済費 賃金 . .		材料名 (数量) × (単価) = 金額 . .
合計	円	

購入した主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名称	仕様	数量	単価	金額	購入時期

注 本内訳に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第15（第11条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）の平成 年度における実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
* 交付規程第8条第五号の規定に基づきセンターの指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。
- 3 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

様式第16（第12条関係）

第 号

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）については、平成 年 月 日付けの事業実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程（平成27年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理 事 長

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

年 月 日

公益財団法人地球環境センター
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）の精算払（概算払）を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額	支出費用状況			概算払 受領済額	差引請求額 -
		実績額	見込額	合計 = +		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領済額	差引請求額 -

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第18 (第15条関係)

年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)平成 年度事業報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業)交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業による成果の活用状況等について

「別紙のとおり」とし、公益財団法人地球環境センターが別途示す様式により報告するものとする。

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。